

# 《慶弔規定》

谷本中学校保護者と教職員の会（PTA）を運営するにあたり、会員と生徒の慶弔について規約と別に慶弔規定を定める。

第一条 本会は、会員、生徒ならびに谷本中学校を支える会活動員に対し、次の項によりその意を表す。

1. 逝去の場合
  - ・会員及び生徒・・・香典 10,000 円
  - ・教職員の両親(義父母含む) 又は配偶者・・・香典 5,000 円
  - ・谷本中学校を支える会活動員・・・香典 5,000 円を上限とし、具体的な対応は役員会にて協議する
2. お見舞いの場合
  - ・会員及び生徒が、病気または負傷等により 2 週間以上入院した場合・・・5,000 円
3. 火災並びにこれに準ずる災害を受けた場合は、その都度役員で協議する

第二条 本会は、会員(教職員)に対し、次の項によりその意を表す。

1. 結婚の場合・・・5,000 円
2. 出産(本人及び配偶者)の場合・・・5,000 円
3. 転退職の場合
  - 教職員 本校での勤続 1 年未満・・・記念品(2,000 円程度)
  - //      3 年未満・・・餞別 3,000 円と記念品
  - //      3 年以上・・・餞別 5,000 円と記念品
  - 管理職 餞別 5,000 円と記念品

第三条 この規定に定めない事項については、その都度役員会で協議・承認後、運営委員会にて報告する。ただし、運営委員会が発足しない場合は、報告を省略することが出来る。

第四条 この規定の改廃は、役員会で協議し、運営委員会の承認を得るものとする。ただし、運営委員会が発足しない場合は、役員会で承認を行う。

## 【付 則】

- ◎この規定は、平成 28 年 2 月 4 日より、実施する。
- ◎この規定は、平成 31 年 4 月 23 日より、一部改正し、実施する。
- ◎この規定は、令和 3 年 5 月 25 日より、一部改正し、実施する。
- ◎この規定は、令和 4 年 6 月 25 日より、一部改正し、実施する。
- ◎この規定は、令和 5 年 9 月 11 日より、一部改正し、実施する。